研究隨筆

混沌たる今日の「環境法」

耿 順

一 生活環境問題の発生

日本では、明治時代に入って以来政府の欧 米政治制度の導入及び現代的な鉱工業産業発 展政策の押し進めによって大規模な開発、建 設、生産がどんどん進められるようになって きた。この内閣総理に基づく政府主導の政治 制度と産業政策は、一部人間のその政治的物 的貪欲等を満足させると同時に、長い歴史に よって形成されてきた日本社会を破壊し、人 類を生み育む自然に反して大衆の生活環境を 破壊してきた。また、この生活環境の破壊は、 その政策や法律制度のもとに経済経営等の団 体が組織され庶民の生存するための働きに よって展開される。この状況の中で、庶民の 生活環境が次第に破壊されてその一部の人々 の健康、生命及び生活条件、生存条件などが 失われつづけ、今日深刻化かつ拡大化された 「公害」及び「環境」問題となってきた。

なぜ「公害」、「環境」問題がこんなに速く 進んできたかを考えて見る時、その大きな直 接の起因は、経済社会のもとに政府がGNPを 指標にして他を考慮せずに1950年国十総合開 発法を制定して各地域の開発法及び関連法律 を整備し、60年に国民所得倍増計画を制定し、 62年全国総合開発計画を決定したことによる と思われる。このような開発法及び経済発展 計画等が全国における様々な大規模な開発、 建設、鉱工業生産及び経済利益追求のブーム をもたらした。このブームは、一見して見れ ば、その格好が良いようであるが、その他を 無視する性質があるので、余儀なく国土を破 壊しその地域住民の生活環境を汚染する公害 を激増的に作り出した。こうして、国土等が 傷だらけになり、多くの庶民にとって国民所 得倍増計画の実現によって豊かになるより先 に生命、身体健康及び適している生活環境が 失われ、即ち日本は「公害列島」に変わった。

二 「公害」の由来と現況

「公害」は、法分野において調べて見ると、 明治10年代の1881年に制定された「大阪堺市 街商工業取締法 という大阪府令に登場し、同 96年国に制定された「河川法」にも登場した ことが分かる。なお、後に大正10年代の1921 年に制定された「公有水面埋立法」等にも使 用されるようになってきた。こうではあるが、 その意味は具体的に明確化されていない。

また、昭和40年代の1967年になると、全国 における「公害」の噴出によって対策基本法 の対象になり、即ち「公害」対策基本法が制 定された。これにより、この「公害」は一層 有名になり、全国ないし世界的に注目されて

ところが、93年になると、この「公害」は その典型の七種類等によって依然として残っ ているものの、「環境」基本法の制定によって 飲み込まれて基本法の地位及び世間によく注 目される輝かしさを失った。この反面、単独

かつ直接の対策対象、衆矢の的から解放され たので、長生きできる可能性を得てきた。だ が、これは「公害」を無くそうとする人々に とっては、ほんとうに「公害」問題になった。

三 今日の「環境」の由来と特徴

今日の「環境」は、「公害」問題を解決する 議論が1960年代後期からだんだん欧米流の 「環境」問題議論に入って67年に制定された 「公害」対策基本法の中に「環境」基準という 形で顔を現し、なお同時にその基準以下に汚 染すると同法によって決められた。また、71 年に「環境」庁設置法が制定され、一庁名ま でに成長してきた。この中身が伴う「環境」基 準と大きく輝く「環境」庁の「環境」はそれ ほど注目されていなかったが、今日の「環境」 問題にとって受けてはいけないものを受ける 入り口及び守れるはずのないことを守る格好 を見せるような貢献をしたのである。このこ とは、「公害」ができることではない。また、 91年「環境」庁長官が国際「環境」問題解決 動向に合わせて対応するため、92年に開かれ た「地球サミット」の前に所管する審議会に 諮問を提出し、これに沿った答申を得た「環 境」庁が「環境」基本法案を作成した。この 「環境」庁が中心となって作成された「環境」 基本法案は、93年政府案として第128回国会 に提出され「環境」基本法として採決された。 これに伴い、67年以来よく注目されてきた「公 害」は基本法から消え、変わりに「環境」は 基本法の地位を得た。

ところが、「環境」は、典型の七種類等によっ て顔色を見せる「公害」と違い、何のことな のかをぜんぜん見せていないのである。それ により、考えて見ても結論を出すことができ ないのである。なお、「公害」については、も しその「公」を多数の人とし「害」をそのま

ま「害」とし、即ち「公」にとってのまたは 「公」に対する「害」として理解することがで きると思うならば、これとして議論されてき ていること及び人類の生活等に結びつけて考 えることができ、言い換えれば今まで議論さ れてきた意味がある程度ある。だが、「環境」 についてはこのように考えることはできない。 なぜかというと、「環」は何か、「境」は何か のことを追究して分かったとしても、実際に は今日の「環境」法及び「環境」基本法の中 味、なお「環境」問題に直接結びつけること ができず、即ち名実相伴わない問題がある。こ のように考えて見れば、今日の「環境」はほ んとうに「環境」問題になってきた。

四 「公害」法から「環境」法への変化と その概況

1960年代の前後から様々な「公害」が全国 で激増して「公害列島」が出現した。その中 で、大勢の被害者等は従来の法律等に書かれ ている「公害」によって事業場からの廃水や 廃気等の排出を相手にして健康及び生活環境 を守る地域住民運動を起こし、なお健康被害 及び財産損失等によって損害賠償を請求する 訴訟を裁判所に提出してきた。こうした状況 において、テレビ及び新聞等の大衆メディア は多発の汚染事件、汚染や開発や産業生産等 に反対する地域住民運動や訴訟事件等に対し て報道、評論及び批判等を頻繁にするように なった。これに伴い、本来直接関係のない人々 もそれなりに状況を知り関心を持って議論や 討論等に参加してきた。また、「公害」がこん なに大騒ぎになってくる以上、当然社会問題 となる。この社会問題に対して特に法学、経 済学、社会学等多くの分野の研究者等が様々 な角度から研究しはじめた。こうして、大衆 の目は開発や建設の政策にも目を向け批判を

加えて改善の対策と努力を求めるようになってきた。

この状況において、国の関係部門及び関心 ある法分野等の教育者、研究者は、欧米のこ となどを参考にしながら法によって「公害 問 題を解決する研究を始めた。この研究には、民 事法における不法行為法によって損害賠償を 請求する理論及び行政法における管理立法に よって規制する理論が進められてきた。なお、 研究の積み重ねによって「公害」法という分 野が次第に形成され、例えば「公害」反対運 動(58年東京湾浦安漁民の汚水排出反対活動) によってもたらす初の関係立法は「公共用水 域の水質の保全に関する法律」などいわゆる 「水質二法」である。この後、年代を追って概 略的に見れば、62年産業事業場のばい煙排出 を規制する「ばい煙の排出の規制等に関する 法律」、67年経済発展のもとで「公害」の発生 を規制する「公害対策基本法」 68年大気の汚 染を減少させるため事業場規制地域を拡大し 自動車排ガスを規制するいわゆる「大気汚染 防止法 、69年公害健康被害者の治療費用を補 助する「公害に係る健康被害の救済に関する 特別措置法」、70年「公害国会」における14 本の関係法律の制定又は改正、71年「悪臭防 止法」と「環境庁設置法」、76年「振動規制法」 という概況である。この「公害」法の時代は、 93年「公害対策基本法」の廃止に伴い35年の 歴史をもって幕を閉じた。また、後に93年「環 境」基本法の制定によって「環境」法の時代 が始まり、97年「環境影響評価法」、99年「ダ イオキシン類対策特別措置法 、2000年「循環

型社会形成推進基本法」、2001年「環境省設置法」が制定され、今年になって10年近く経ってきた。

五 今日の混沌たる「環境」法とこれか らの課題

以上で概観してきたように、「公害」法から「環境」法になって50年近くの歴史があった。この間に、今日まで「公害」と「環境」問題の解決によって廃止された法律は無いだけでなく新立法を加えざるを得ない傾向は続いており、環境省だけが掌る法律はすでに数十本ほどある。「公害」六法と「環境」六法は69年の初版からすでに33冊まで増え、なお関係研究の論文及び著書はかなりある。また、関係法律の制定に伴い、その執行担当人数は最初厚生省における数人から環境庁ないし環境省の設置につれ、なお関係省庁等における関係者の配置によってかなりの数に増えてきた。

このような立法、研究、行政管理等により、個人や社会は数十年に亘って巨大な代価を払ってきたので、「公害」だろう「環境」だろう、それは何なのか分かってくるべきだろうが、今日まで依然として「公害」の七典型の顔色しか見られず、「環境」は何なのかが「環境」法に全く見られない状況である。また、これは今日の「環境」法の状態である。なぜこういう混沌たる「環境」法になったのかは考えさせられるのである。

(コア教育センター助教授)